生 第 1 7 8 0 号
感 第 2 9 0 0 号
令和５年 11 月 30 日

一般社団法人兵庫県食品衛生協会長
兵庫県飲食業生活衛生同業組合理事長
兵庫県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長
兵庫県料理業生活衛生同業組合理事長
兵庫県鮨商生活衛生同業組合理事長
兵庫県喫茶飲食生活衛生同業組合理事長
兵庫県麺類食堂業生活衛生同業組合理事長
兵庫県社交飲食業生活衛生同業組合理事長
兵庫県中華料理業生活衛生同業組合理事長
様

保 健 医 療 部 生 活 衛 生 課 長
保健医療部感染症等対策室感染症対策課長

感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルスによる
感染症及び食中毒の予防啓発について

感染性胃腸炎については、例年、11 月下旬から定点当たりの患者数が増加し始め、12 月中旬頃にピークを示す傾向にあり、この時期に発生する感染性胃腸炎については、ノロウイルスによる感染症や食中毒が主要な原因になっています。

ついては、ノロウイルスによる感染症及び食中毒の発生を予防するため、貴協会・組合関係者の方々に対し、下記事項について注意喚起していただきますようお願いします。

記

１　一般的注意事項

⑴　食事前、用便後は、必ず、石けんを用いて十分に手を洗うこと。

⑵　嘔吐、下痢等の症状がある場合は、ノロウイルス感染を疑い、用便後の手洗いを徹底すること。また、手洗いに際しては、タオルの共用を避けること。

⑶　下痢等をしている者の着替え等の介助をした際は、手洗い等を徹底すること。

⑷　便や吐物を処理する際は、直接手を触れず、使い捨て手袋等を使用し、嘔吐物の飛散に注意し、高濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いて適切に処理すること。また、その使用に当たっては、誤飲等に注意すること。

なお、アルコール及び逆性石けんでは、十分な効果を期待できないため、使用しないこと。

⑸　ノロウイルスは、通常、発症後１～３日で回復するが、下痢、嘔吐による脱水症状を起こすことがあるため、早めに医師の診察を受けること。

２　調理等の際の注意事項

(1)　嘔吐、下痢等の症状がある場合は、ノロウイルス感染を疑い、症状がなくなるまでは調理に従事しないこと。また、家族に同様の症状がある場合においても同様の感染を疑い、自らの感染防止等に留意すること。
(2)　調理前の手洗いは、石けんを用いて時間をかけて十分に行うこと。
(3)　未加熱で提供する野菜や果物は、次亜塩素酸ナトリウム（100mg/L で 10 分間又は 200 mg/L で５分間浸漬）又はこれと同等の効果を有する亜塩素酸水（きのこ類を除く。）、亜塩素酸ナトリウム溶液（生食用野菜に限る。）、過酢酸製剤、次亜塩素酸水並びに食品添加物として使用できる有機酸溶液で消毒し、流水で十分にすすぐこと。（これらの消毒剤の使用に当たっては、食品衛生法で規定する「食品、添加物等の規格基準」を遵守すること。）
(4)　調理品の盛り付けを行う際は、(2)と同様に十分な手洗いを行うこと。また、盛り付け専用の箸や合成樹脂製手袋等を用いることが望ましいこと。

（参考）
1　兵庫県ホームページ
(1)　「ノロウイルス対応標準マニュアル（第３版）」
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/documents/noro-3.pdf
(2)　「ノロウイルスによる食中毒について」
https://web.pref.hyogo.lg.jp/hw14/hw14_000000035.html

2　厚生労働省ホームページ「ノロウイルスに関するＱ＆Ａ」
http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html

3　国立感染症研究所ホームページ「ノロウイルス感染症とその対応・予防（医療従事者・施設スタッフ用）」
http://idsc.nih.go.jp/disease/norovirus/taio-b.html

4　平成 17 年２月 22 日付け健発第 0222002 号、薬食発第 0222001 号、雇児発第 0222001 号、社援発第 0222002 号、老発第 0222001 号
「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（最終改正：令和５年４月 28 日付けこ成総第 18 号、こ支総第 9 号、健発 0428 第 3 号、生食発 0428 第 8 号、社援発 0428 第 18 号、障発 0428 第 1 号、老発 0428 第 9 号）
https://www.mhlw.go.jp/content/001092967.pdf

5　ノロウイルス感染予防リーフレット

【連絡先】
保健医療部
生活衛生課
文書主任：夫津木　幸寛　担当：鈴江　大輔
感染症等対策室感染症対策課
文書主任：小林　博之　　担当：森田　泰弘
TEL　(078)－341－7711（代表）
（生活衛生課内線　3280　感染症対策課内線　3295）